

議 事 録

会議の名称	令和元年度第1回三田市市政への市民参加推進委員会
開催の日時	令和元年5月14日(火) 19時00分～20時20分
開催の場所	三田市役所本庁舎6階委員会室
出席した委員の氏名	久委員長、兵頭副委員長、赤澤委員、内布委員、藏坪委員
出席した庶務職員の職及び氏名	赤松理事、井上市長公室長 太田政策課長、山谷政策課副課長、志水政策課事務職員、山田政策課事務職員 甲斐公共施設マネジメント推進担当室長、榎本産業政策課長、横溝子ども政策課長、鶴地域福祉課長、多田健康増進課長、今西交通まちづくり課長、田中里山のまちづくり課長、赤井クリーンセンター所長、久後幼児教育振興課参事、上野教育総務課参事
その他出席者	なし
傍聴者の人数	なし
議 題	(1) 会議の公開について (2) 三田市市政への市民参加条例の概要について (3) 平成30年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について
会議の概要 (結論)	(1) 会議の公開について確認した。 (2) 三田市市政への市民参加条例の概要について確認した。 (3) 諮問のあった条例の運用状況に対する委員会としての意見について、方向性をまとめた。なお、答申は、後日成文化して市長あてに提出することとした。
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	次第 ・資料1 三田市市政への市民参加推進委員会 委員名簿 ・資料2 会議の公開について ・資料3 三田市市政への市民参加条例の概要について ・資料4 三田市市政への市民参加条例の運用状況に関する諮問について ・資料5 平成30年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について ・当日資料 平成30年度中に策定等の作業を行った附属機関の設置と委員構成の状況 ・参考資料 三田市市政への市民参加条例【運用の手引き】
連絡先	市長公室政策課 電話(079)559-5038

1 開会

- ・市長公室井上室長の司会により開会、配布資料の確認等
- ・赤松理事から開会あいさつ

2 委員紹介

- ・市長公室井上室長より配布による委嘱状の案内と、名簿順に各委員の紹介
- ・全員の委員の出席により会議は成立

3 委員長・副委員長の選任

- ・事務局より、委員長に久委員、副委員長に兵頭委員を提案（委員一同、了承）

4 議事

- ・委員会規則第3条第1項の規定により、委員長が議事を進行

(1) 会議の公開について

＜事務局から資料2に基づき説明＞

委員長： 質問、意見をお願いしたい。

委員： 今回の会議で議論する附属機関の範囲を教えてください。

事務局： この条例の検証の対象は、全ての附属機関ではない。5-2の資料に載っていないものは、今年度に行う条例の運用の検証対象ではない。詳細は資料5以降でご審議いただくため、後ほど説明する。

委員長： 会議録の記名方法について、例年通り「委員長」「副委員長」「委員」と表記すること
でよいか。（異議なし）

会議は原則公開だが、まちづくり提案の審議の際には非公開という取り扱いでよいか。
（異議なし）

(2) 三田市市政への市民参加条例の概要について

＜事務局から資料3に基づき説明＞

委員長： 質問、意見をお願いしたい。

委員： 資料P6（4）イに記載されている「市民の責務」について、「市全体の利益を考慮」という表現が抽象的で分かりにくいので、もう少し具体的にしてはどうか。「市全体の利益」が市民の利益なのか、行政としての運営側の利益なのか分かりにくい。

事務局： 市民全体にとっての利益が一番であるが、一部の人に対する利益が結果として市全体の利益になるという場合もある。そうした提案があった際は、その都度判断せざるを得ない。抽象的であるという意見は理解できるため、今後検討したい。

委員： この委員会の委員の人数が5人ということで少ないと感じた。委員構成は学識経験者の方が3名、市民が2名だが、この割合はどのように決められたのか。

事務局： 三田市附属機関の設置に関する条例で規定されている。市民参加の内容が検証できる委員構成と人数ということで総合的に判断されたと考えている。

委員長： 経験的に総合計画の審議会など様々な意見が欲しい委員会・審議会は人数が多い。し

かし、今回のように検証したり、第三者的に評価したりする場合は、密度の濃い議論になるように人数が絞られているのではないかと思う。

(3) 平成 30 年度における三田市市政への市民参加条例の運用状況について

<事務局から資料 4、資料 5 及び当日資料に基づき説明>

委員長： 質問、意見ををお願いしたい。

委員： 市政への市民参加条例第 2 条第 2 号で、市政への市民参加は「市長等が行う施策等の企画立案の段階から意思決定までの過程において、市民が意見を述べ、又はまちづくりに関する提案を行うことをいう。」と書かれているが、市民意見を聴く手続きのなかで、附属機関の構成員のうち市民委員が 3 割以上の場合は、確実に企画段階から市民意見を取り入れているということができると思う。

しかし資料 5-2 11 ページに記載されている平成 30 年度中に策定等の作業を行った市政における基本的な計画・条例のうち、条件を満たしていないものがある。それらは企画立案の段階でどのように市民意見を取り入れたのか、今後どのようにするのか。また、いくつか審議会等で委員数のうちの市民委員数が 3 割を満たさないところもあるが、その理由と今後について聞きたい。

事務局： 条例に基づき、企画立案の段階から意思決定までの過程で市民の意見を聞くことが原則だが、三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針については、市の意向をとりまとめた上で、市民に意見を伺った。附属機関を立ち上げ、企画立案の段階から市民意見を賜る場合と、ある程度市の意向を伝えて、それについて意見をもらう方が良い場合がある。後者の場合は、附属機関以外のパブリックコメントや意見交換会を開催して意見をもらうという形をとり、できる限り 2 つ以上の市民の意見を聞く手続きを踏んでいる。

担当課： 資料 5-2 16 ページ「第 2 次三田市地域福祉計画 中間評価・見直し」について、附属機関を置いていたが市民委員は 0 人。これは 4 月から急きょ審議会を開くことになり、スケジュール上市民委員の選考をする時間がなかった。また今回は中間評価だったが、次の計画策定時には市民委員を入れたい。

委員長： この市民委員と称する方の定義は何か。自治会、団体選出の方も意味「市民」だが、そういう方も市民委員として採用しているのか。

事務局： 参考資料「三田市市政への市民参加条例の運用の手引き」の 16 ページに記載の通り、「市民委員」とは公募委員および名簿委員のことをいい、市民であっても団体選出の委員などは含まれない。先ほど説明した三田市地域福祉計画の審議会についても、学識経験者以外は、ほぼ福祉団体、事業所等の関係団体から選任しているため、定義上、市民委員は 0 人となっている。

委員長： 審議会の内容によっては、市民委員が 0 名でもいいところもある。市民委員を無理に 3 割確保するというより、条例の趣旨を損なわない理由があるなら、3 割未満となることもやむを得ない。実態・実質に合わせて委員構成をすべきだと思う。

委員： パブリックコメントの意見の提出期間は 30 日以上と決められているが、「三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針」では、270 日間実施している。これほど長期間実施した意味はあったのか。一方で「三田市里山と共生するまちづくり条例」では、

20日間と30日以上ではないところもある。これは30日担保しなければいけないのではないか。

委員長：パブリックコメントを270日間実施しているところは珍しい。理由をお聞きしたい。

担当課：三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針では、今ある公共施設の廃止などを示しており、市民への影響が大きいと、パブリックコメントとあわせて意見交換会を5箇所で開催した。この意見交換会では基本方針案の概要説明も行うため、意見交換会に参加した方が説明を聞いて意見を出せるように、270日間パブリックコメントを実施した。

委員長：従来のように、行政からの案が示されて、それに対する意見を募集したのではなく、市民意見を様々な方法で述べるができるパブリックコメントの形式だったということか。

担当課：案としては示していたが、色々な意見をいただきたいという意味で実施期間を長くした。

委員長：意見提出期間が30日未満だったものについて、説明をお願いしたい。

担当課：三田市里山と共生するまちづくり条例は、議決事項であるため市民の意見を聴く手続きは1つ以上必要だったため、意見交換会を実施した。そのほかにもより多くの市民の意見を取り入れるために、日数は足りないがパブリックコメントを実施した。

委員長：今後30日以上にすることは可能か。

事務局：パブリックコメントの意見の提出期間は条例で30日以上と規定しているので、今後は遵守していきたい。

委員：三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針について、基本方針案を作成してから意見交換会をするのではなく、ワークショップや意見交換会を実施しそこでの市民意見をふまえて基本方針を作成して、パブリックコメントを実施するべきではないか。

担当課：基本方針案を作るときに市民の意見を聞くことは大事だと思う。今回、基本方針案策定前に、公共施設のあり方についての市民アンケートをとり、基本方針案にも反映した。

委員：パブリックコメントでは、市の方向性がある程度決まった段階の案が提示され、市民意見が出てきても部分修正しかしないことが多い。基本方針案を策定する段階で市民意見を聴く必要があるのではないか。

事務局：通常パブリックコメントを実施する前に、附属機関等で案に対する意見をいただき、パブリックコメントの実施後は全面的な修正ではなく、微修正をするにとどまるものが多い。今後はできるだけ企画立案時点で、市民意見を聴く手続きを行うよう努めていきたい。

委員長：私は他市での公共施設マネジメントの委員会の委員をしているが、それぞれの施設利用者の思いも多様化しているためかなり難しい。今までその施設を利用していた人は、できるだけなくしたくないと思っている。このような利害対立が明確になっているものは、市が「こういう方針でこの施設を残し、また廃止するのはいかがでしょうか」と素案を作成した方が、議論しやすいと思う。つまり、なぜ素案的なものが必要だったのかを納得できる形で示してもらえれば今のやり方でも良いかもしれない。

この委員会を含め市民に対し、なぜこのような手続きになったのかを示すことができたらよいと思う。次回以降の資料の作り方として、どの段階で市民意見を聴いたのか、素案作成段階なのか、素案作成後だったのかを分かりやすく提示してほしい。

全体を通して、企画立案段階からの市民参加がまだまだ少ないと思う。今後はできるだけ早い段階から市民が参加できる機会を作ってもらいたい。

委員：委員の年齢構成によって出てくる意見も違ってくると思うが、市政参加市民名簿の年齢構成はわかるのか。

また、高齢者の方は自分たちの将来を心配しており、福祉分野に大変興味がある。しかし福祉関係の審議会で市民委員がいないのは、いかがかと思う。

事務局：当日配布資料5-4の6つの附属機関における市民委員の年齢構成については、市民委員が全員14人のうち20代1人、30代2人、40代3人、50代4人、60代以上4人である。20~40代の方は、14人のうち6名いる。昨年度の委員会では、若い人を中心にといい意見もいただいたので、今後も引き続き若い人に参加してもらえよう、開催時間等の工夫検討をする。健康福祉審議会に関しても、実際には当事者、関係団体、地域の自治会の方などの委員にも参加いただいているが、次回の開催の際はそれ以外の市民の方にも参加してもらおうよう委員構成を検討していく必要があると考える。

委員長：決して学識だけではなく、地域の担い手にも参加いただいているということであるが、今後より広い市民参加をお願いしたい。また、子ども・子育て支援事業計画に関しては子育て世代に積極的に参加してもらった方がいいものだと思う。附属機関の内容によって年齢をうまく組み合わせてもらおうようお願いしたい。

委員：市民参加が進んでいけば、その市民意見をどのように反映するかということが重要となると思う。資料に、このように提案を反映した・修正を行ったといった市民意見の活用状況を書くと、より分かりやすくなると思う。意見交換会で出た市民意見により施策がこのように変わったということが、市民参加の最終成果になると思う。

委員長：市民委員の意見を受けて、反映させた内容をより強調してほしい。泉大津で数年前、はじめて市立幼稚園の民営化を検討する委員会で、民営化された場合の否定的な意見がたくさん出てくるなか、ある委員が「だったら今私立の幼稚園に通う子どもはそんなにかわいそうなのか。それはないと思う。私立は私立できちんと保育をされているし、市立は市立で保育をされているから決して私立になったことによって、問題がおこるとい議論はすつと受け入れられない」と貴重な意見を賜った。このような議論は私も印象に残っている。次回の資料にはこのようなエピソードのようなものがあれば記載してほしい。

まちづくり提案は、昨年度提出されなかったが、何か意見はあるか。

委員：三田市として具体的にテーマを出して提案を求めたりはしているのか。

事務局：テーマは設けていない。自由に考えてもらっている。

委員長：市民参加が行われており、様々な意見を取り入れているのであれば、まちづくり提案が0でもいいと思う。これはパブリックコメントも同じで、パブリックコメントの前に十分に市民意見が反映されていたら、パブリックコメントが0件でも良いと思う。全体を見て判断してほしい。

委員長：今日の意見を聞いていると前回の委員会の意見を受けて、ワークショップ等を増やしたことは良いと思う。ただ、もう少し企画立案の早い段階で市民参加の機会を設けてもらいたい。また市民委員の割合が3割未満のもの、パブリックコメントの意見提出期間が30日未満のものは、基準がある以上、今後達成してほしい。

ただし、基準さえ達成していればよいというわけではなく、基準未満であったとして

も、納得できる理由があれば良いと思う。今後、性別のバランス、年齢のバランスも考えてほしいとの意見が出たので、このあたりを答申の中で市長に申し添えられればと思う。

まず私と事務局の間で、答申の原案を作らせていただく。原案ができあがった段階で、各委員に確認いただき、修正などを事務局に返答願いたい。その後最終確認については委員長に一任いただき、最終的に市長に答申を文書で提出させていただく。答申をまとめる手順に関しては以上でよいか。(異議なし)

3 閉会

- ・当委員会の会議録については、事務局で原案を整えた後、各委員には電子メール等を通じ送付させていただく。修正等の指示があった場合は、調整したうえで確定する。
- ・当委員会の今後の開催予定は、定例のものは今回1回のみである。なお、まちづくり提案や制度改正など、特に新たな議事が生じた場合は、都度の開催となるので、その際は改めて連絡する。